

地域子ども・子育て支援事業 見込み量について

地域子ども・子育て支援事業の参酌標準

1. 利用者支援	ニーズ調査等により把握した、 <u>子ども・子育て支援に係る情報提供、相談支援等の利用希望に基づき</u> 、子ども又は子どもの保護者の身近な場所で必要な支援を受けられるよう、 <u>地域の実情、関係機関との連携の体制の確保等に配慮</u> しつつ、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
2. 地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	ニーズ調査等により把握した、地域子育て支援拠点事業の希望利用日数等に基づき、 <u>居宅より容易に移動することが可能な範囲で利用できるよう配慮</u> しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
3. 一時預かり事業	ニーズ調査等により把握した、 <u>小学校就学前子どもを一時的に第三者に預けた日数</u> （幼稚園の預かり保育を利用した日数（幼稚園の預かり保育を定期的に利用した場合を除く。）を含む。） <u>の実績に、今後の利用希望を加えたものを勘案</u> して、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
4. 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	ニーズ調査等により把握した、 <u>子どもを一時的に第三者に預けた日数</u> （幼稚園の預かり保育を定期的に利用した場合を除く。） <u>の実績に基づき</u> 、一時預かり事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
5. 子育て短期支援事業	ニーズ調査等により把握した、 <u>保護者の疾病や仕事等のやむを得ない理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった期間の実績に基づき</u> 、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
6. 時間外保育事業 (延長保育事業)	ニーズ調査等により把握した、 <u>小学校就学前子どもの保育に係る希望利用時間帯を勘案</u> して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

<p>7. 病児保育事業 (病後児保育事業)</p>	<p>以下のいずれかの方法で設定すること。</p> <p>1 法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもの数を病児保育事業の利用可能性がある者と捉えた上で、ニーズ調査等により把握した事業の利用実績及び利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p> <p>2 ニーズ調査等により把握した事業の利用実績及び利用希望を勘案して、市町村が適切と考える区域ごとに整備されるよう、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p>
<p>8. 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)</p>	<p>小学校就学前子どもに係る保育との連続性を重視し、ニーズ調査等により把握した放課後児童健全育成事業に係る利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。なお、学年が上がるほど利用の減少傾向があることやおおむね十歳前後までに遊びや生活面で自己管理が可能となる等自立が進むことに留意すること。</p>
<p>9. 乳児家庭全戸訪問事業</p>	<p>出生数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p>
<p>10. 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業</p>	<p>児童福祉法第六条の三第五項に規定する要支援児童及び特定妊婦並びに同条第八項に規定する要保護児童の数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p>
<p>11. 妊婦健康診査事業</p>	<p>母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十三条第二項の規定による厚生労働大臣が定める望ましい基準及び各年度の同法第十五条に規定する妊娠の届出件数を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p>

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための**基本的な指針**（平成26年告示第159号）」別表第三 地域子ども・子育て支援事業の参酌標準をもとに作成

○子ども・子育て支援法

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、**基本指針**に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。